

# 令和6年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

兵庫県中学校体育連盟  
令和5年12月

## 1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

※ 参加を希望する生徒および地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

- (1) 生徒の在籍校に希望する競技種目の部活動がなく、地域クラブ活動に所属している中学生または、部活動から移行した団体に所属する中学生のいずれかであること。

※ 部活動から移行した団体とは、地域移行モデル地区において、実践研究・実証事業の対象として活動している団体、自治体主体で地域移行を進めるために発足した団体をいう。

※ 新2、3年生で令和5年度当初に認定されていた生徒は引き続き同じ地域クラブ活動からの出場を認める。

- (2) 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (3) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- (4) 兵庫県内の中学校に在籍している生徒であること。
- (5) 地域クラブ活動にあっては、指導者資格を有する20歳以上の指導者のもと、兵庫県内で日常継続的に適切な指導が行われていること。(指導者資格については、各競技部細則を遵守すること)
- (6) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (7) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で、兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に、兵庫県中学校体育連盟に申請し、認定されていること。新中学2・3年生は2月末日まで、新中学1年生は5月末日までを申請期間とする。なお申請後、地域クラブ活動に移籍(入団)した選手は当該年度における大会の出場は認めない。(ただし、部活動から移行した団体への移籍(入団)はこの限りでない。)
- (8) 兵庫県中学校体育連盟への認定手続きは、必要書類(別紙の留意事項を参照)の提出およびヒアリング等を実施したうえで、認定の可否を判断する。
- (9) 兵庫県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、申請書に記載の指導者が責任をもって競技役員や審判に従事し、役員会議に出席するなど運営上必要な事項に協力すること。
- (10) 同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなれない。学校の教員が地域クラブ活動の引率・監督・コーチとして参加できるのは、部活動から移行した団体のみとし、かつ兼職・兼業が認められた者とする。(部活動指導員もこれに準ずる)
- (11) 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
- (12) 地域クラブ活動から出場する場合は、当該学校へ申し出ていること。

## 2 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に遵守すべき事項

- (1) 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、必ず申請書に記載の指導者が生徒を引率・監督すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めは適用外とする。
- (3) 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

## 3 その他

○ 申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格をなく奪する。大会参加後に発覚した場合は大会結果についても同様の措置を行う。

※1 この特例は、令和6年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を継続していくこととする。